

*北海道公報

発行 北 道 庁
（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111
（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士印刷

目次

ページ

道庁監査委員公表

○監査公表第十一号

1

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定により行った平成12年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成13年 9月14日

北海道監査委員 山 崎 正 隆
北海道監査委員 岡 本 修 藏
北海道監査委員 谷 慶 一
北海道監査委員 前 田 榮 一

第1 監査の概要

1 監査実施部局及び監査実施期間

監査は、全部局692箇所（ただし、公営企業会計部局を除く。）について、平成12年9月から平成13年7月までの間に実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成12年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 合规性の視点

ア 道税、貸付金など各種債権の収入確保について

イ 旅費の執行について

ウ 前渡資金の執行について

エ 公共工事に係る入札・契約手続について

オ 道営土地改良事業の執行状況について

カ 工事技術について

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点

委託事業及び補助事業の執行について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- (1) 全部局692箇所のうち、421箇所については実地監査を、271箇所については書面監査を実施した。

部 局 名	本庁の課	部 局	地方部局	計	実地監査	書面監査
知 事 部 局	129	141	7	277	253	24
各種委員会等事務局	5	—	—	5	5	—
教 育 庁	13	21	303	337	136	201
警 察 本 部	1	4	68	73	27	46
合 計	148	166	378	692	421	271

- (2) 監査に当たっては、全監査対象部局から監査資料の提出を求め、実地監査については、監査資料に基づき、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類により実施した。

- (3) 書面監査については、提出を求めた監査資料と支出（支払）証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求めるなどして実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次表のとおりである。また、道営土地改良事業の執行状況に関する監査結果については、別記のとおりである。

区 分	予算	収入	支出	契約	財産	工事技術	経営管理	その他	合計
指摘 (件)	2	12	10	3	4	—	2	6	39
指導 (件)	3	58	61	26	12	156	—	34	350
検討 (件)	—	1	4	7	2	5	—	2	21
計 (件)	5	71	75	36	18	161	2	42	410

なお、監査結果は次のとおり区分し、指摘事項については部局名を明記した。

(1) 指摘事項

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
イ 収入確保に適切な措置を要するもの

(単位：千円)

収 入 項 目	収入未済額	所 管 部
道税	19,816,589	総 務 部
母子福祉資金貸付金、遺児福祉修学資金貸付金等	2,003,646	保 健 福 祉 部
中小企業近代化に係る高度化資金貸付金等	4,765,543	経 済 部
農業改良資金貸付金	71,373	農 政 部
特用林産物振興資金貸付金	53,131	水 産 林 務 部
林業改善資金貸付金	138,143	水 産 林 務 部
道営住宅使用料	664,033	建 設 部
道営住宅駐車場使用料	10,950	建 設 部
河川に係る堤塘使用料	33,546	建 設 部
附属病院における診療料	114,815	札 幌 医 科 大 学
高等学校授業料	18,712	教 育 庁
公立高等学校奨学資金貸付金	31,678	教 育 庁

(2) 収入事務の取扱いが適切でないもの

《指導事項》

ア 収入を受け入れるときは、調定後、直ちに、納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、土地の貸付収入において、通知書の送付が著しく遅延しているものがあった。

イ 勝馬投票券の発売代金に、過不足を生じているものがあった。

ウ 収入証紙が過誤ちよう付の場合には、過誤ちよう付相当額を速やかに還付しなければならぬが、建築確認の申請に係る還付において、事務処理に時間を要したことから著しく遅延しているものがあった。

(3) その他

《検討事項》

軽油引取税に係る免税軽油使用者として認定できる者のうち、農地の造成又は改良を主たる業務とする者については、当該業務がその者の全業務の概ね50%以上を占めることが要件となっている。しかし、業務内容の確認が十分に行われていないものがあったので、確認の方法について検討する必要がある。

3 支出に係る事項

3-1 諸手当

(1) 扶養手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 扶養手当は、扶養親族としての要件を欠いた場合には、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終了することになるが、子供の就職や妻の雇用保険の受給に

ウ 予算を目的外に支出しているもの
エ 予定価格の積算に誤りがあり、損害が生じているもの
オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
キ 火災事故等が生じているもの
(2) 指導事項
上記のうち軽易と認められるもの
(3) 検討事項
改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの

第3 監査結果の概要

1 予算に係る事項

《指導事項》

ア 歳出予算は、配当がなければ執行することができないが、消防用設備等点検業務に係る契約事務において、配当を受けていないにもかかわらず、年度開始前に指名競争入札を執行しているものがあった。
(旭川美術館)

イ 少額工事の施行において、工事仕様書や設計書から判断して工事請負費で執行すべきエアコン設置工事を、適切な予算配当を受けずに需用費で執行しているものがあった。
(心身障害者総合相談所)

《指導事項》

ア 支出負担行為は、配当された歳出予算の範囲内において行うことができるが、歳出予算が不足しているにもかかわらず、物品の購入契約を行っているものがあった。
イ 歳出予算は、定められた「款項目節」の区分に従って執行しなければならないが、「(項) 建設管理費 (目) 建設総務費」とすべきところを、「(項) 河川費 (目) 河川調査費」としているものがあった。

ウ 警備、暖房及び清掃業務に係る委託契約は、新年度開始時から業務が円滑に処理できるよう債務負担行為として定め、前年度中に契約を締結できるようにしているにもかかわらず、契約締結が新年度となっているものがあった。

2 収入に係る事項

(1) 収入未済額が多いもの

《指導事項》

収入は、厳正に確保しなければならないものであり、さまざまな徴収努力が認められるが、依然として収入未済額が多額となっているものがあった。

伴う扶養手当の認定において、支給終期を誤ったことから、過大に支給しているものがあった。

イ 扶養手当の支給において、子供の就職により被扶養者の変更認定をしたものの、支給月額変更の電算入力手続きを行わなかったことから、過大に支給しているものがあった。

ウ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者は、被扶養者として認定することができないが、妻の扶養手当の認定において、雇用保険の受給の有無を確認せずに被扶養者と認定したことから、過大に支給しているものがあった。

(2) 住居手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

住居手当の支給において、誤って家賃の算定の基礎に含まれない共益費や駐車場使用料を含めて算定したことから、過大に支給しているものがあった。

(3) 通勤手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 通勤手当の額の算出において、プリペイドカードを使用する場合には、割引率を計算して運賃額を積算することになるが、この計算をしなかったことから、過大に支給しているものがあった。

イ 通勤手当の認定においては、通勤経路や利用交通機関、運賃の額など職員の通勤実態を十分確認しなければならないが、乗換えによるバス運賃とすべきところを直通のバス運賃としたことから、不足払いとなっているものがあった。

ウ 自動車等を使用する者に係る通勤手当の認定において、必要に応じ通勤距離が適正であるかどうかを実測等により確認しなければならないが、確認が十分でなかったことなどから、過大に支給しているものがあった。

エ 通勤手当は、出張、休暇等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しない場合には、その月の手当を支給することができないが、病気休暇期間に係る支給停止月を誤ったことから、過大に支給しているものがあった。

(4) 特殊勤務手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

教員特殊業務手当は、勤務を要しない休日に部活動の指導業務を行った場合等に支給することになるが、支給対象とならない開校記念日に行った指導業務に対し支給しているものや、支給対象となる指導業務に従事したにもかかわらず、支給していないものがあった。

(5) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 週休日に勤務を命じた時間外勤務において、週休日の振替を別の週に行った場合

は、勤務を命じた時間に対して時間外勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、支給していないものが18名分、17万4,776円あった。

(食品加工研究センター、青年の家)

イ 週休日に勤務を命じた時間外勤務において、4時間未満の勤務時間の振替や別の週への振替を行ったため、勤務を命じた時間に対する時間外勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、支給していないものが10名分、5万7,068円あった。

また、週休日の振替や休日の代休日の指定を行っているが、勤務を命じた時間に満たない時間数であったことから、振替等を行った時間を超えた勤務時間に対する時間外勤務手当等を支給しなければならないにもかかわらず、支給していないものが4名分、6万3,846円あった。

(工業試験場)

《指導事項》

時間外勤務命令簿の氏名を誤って整理したため、時間外勤務をしていない職員に時間外勤務手当を支給しているものがあった。

3-2 賃金

《指導事項》

ア 臨時職員の有給休暇は、勤務期間に応じて付与することになるが、要件を満たしていない職員に誤って付与したことから、賃金を過大に支給しているものがあった。

イ 臨時職員の通勤手当は、通勤の実態に応じて支給することになるが、勤務を要しない日に勤務を命じたにもかかわらず、誤って通勤手当を支給しなかったことから、不足払いとなっているものがあった。

ウ 臨時職員に対する賃金の支給において、有給休暇の取得に係る出勤簿の整理や欠勤した時間の計算を誤ったことから、不足払いとなっているものがあった。

3-3 旅費

(1) 旅費の請求手続が不適切なもの

《指導事項》

航空機を利用して旅行した場合には、旅費請求書に航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書を添付することとされており、やむを得ず得られない場合には用務先の対応証明、宿泊証明などを旅行者に提出させ、航空機を利用した事実を旅行命令権者が確認することとされているが、半券又は搭乗証明書が添付されていないにもかかわらず、航空機を利用した事実の確認を行っていないものがあった。

(石狩教育局)

《指導事項》

航空機利用に係る旅行において、旅費請求書に添付すべき航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書がやむを得ず得られない場合は、用務先の対応証明など第三者による証明に基づき、航空機を利用した事実を確認することとされているが、客観的な

証明とはならない同行職員の証明により確認しているものがあった。

(2) 旅費支給規則等の取扱いを誤ったもの

《指摘事項》

ア 出張時に貸切バスを利用した場合の車賃は、その負担額が明らかなきときは実費を支給し、明らかでないときは貸切バスの走行距離に一定額を乗じて得た額を支給する取扱いとなっているが、負担額が明らかであったにもかかわらず、走行距離に応じた額を支給したことから、過払いとなっているものが1件、5万7,846円あった。

(後志教育局)

イ 赴任旅費の支給において、配偶者が扶養親族に該当していないにもかかわらず、扶養親族移転料等を支給したことから、過払いとなっているものが1名分、11万4,876円あった。

(留萌支庁)

《指導事項》

ア 旅費の宿泊料は、宿泊地（用務地）の地域区分に応じて支給することになるが、用務地が乙地方であるにもかかわらず、甲地方の宿泊料を支給したことから、過払いとなっているものがあった。

イ 長期間の研修に係る旅費の支給において、宿泊料を徴する公用の宿泊施設等に宿泊し、宿泊料、朝食代及び夕食代の合計額が所定の額を超えるときは、日額旅費にその超える部分に相当する額を加算して得た額を支給することになるが、この加算すべき額を支給していなかったことから、不足払いとなっているものがあった。

ウ 赴任旅費の支給において、夫婦ともに職員で、同日付けの人事異動により、所在地がそれぞれ異なる部に転勤を命じられた場合で、夫が子供を扶養していたにもかかわらず、子供が妻とともに移転したことから、扶養親族移転料等を誤って妻の赴任旅費により支出しているものがあった。

エ 赴任旅費の支給において、扶養親族を2人以上有する5級以下の職務にある職員の移転料は、8級以下6級以上の職務にある者の区分に掲げる額を適用することになるが、この条件を満たしているにもかかわらず、適用区分を誤って支給したことから、不足払いとなっているものがあった。

(3) 経済性を欠くもの

《指導事項》

ア 事務打合せ会議の開催に当たって、庁舎会議室を利用するなど開催場所を工夫することにより、旅費の節約が可能なものがあった。

イ 道外出張に係る旅行命令において、用務の終了日に宿泊を命じているが、用務の終了時刻を十分把握することにより、終了日に勤務地まで帰ることができたことから、日当及び宿泊料の節約が可能なものがあった。

ウ 航空賃の支給額については、運行している航空会社の普通運賃のうち、最も安価

な普通運賃とすることと定められているが、旅行最終日で旅行のみの命令であり、最も安価な便を利用しても支障がないにもかかわらず、実際に利用した便の普通運賃を支給しているものがあった。

また、最も安価な普通運賃を下回る特定便割引運賃が設定された便を利用した場合は、特定便割引運賃の額を支給することになるが、当該割引運賃の額による旅行をしたにもかかわらず、普通運賃を支給しているものがあった。

(4) その他

《指導事項》

ア 旅費の支給において、公務として対応する必要性がない団体の総会出席用務に、誤って旅費を支出しているものがあった。

イ 旅行命令簿の記載において、用務が会議への出席であるにもかかわらず、定型的に事務打合せと記載しているものがあった。

3-4 需用費

《指摘事項》

物品の購入において、支出負担行為の決定を行わずに、業者に発注し納品させているものが1件、32万4,555円あった。

(花・野菜技術センター)

《指導事項》

ア 購入した車両に装備されていたアンチロック・ブレーキ装置を、特段の理由がないにもかかわらず取り外したことから、不経済な支出となっているものがあった。

イ 公用車の車検整備に当たり、バッテリー交換を行って間もない公用車について、整備させる内容を十分確認せずに充電を指示したことから、不経済な支出となっているものがあった。

3-5 使用料及び賃借料

《指導事項》

ア マイクロバスの借上げに当たり、公用車の使用が可能であったにもかかわらず、十分確認せずに借上げたことから、不経済な支出となっているものがあった。

イ 共通乗車券（タクシーチケット）は、通常の交通機関を利用することができない早朝や深夜の出勤の場合等に使用できることとなっているが、こうした取扱いをしていないものがあった。

3-6 負担金及び交付金

《指摘事項》

研修会、学会等への参加費を負担金で支出するに当たり、開催案内の内容から参加費用の把握が可能であったにもかかわらず、事前に支出負担行為の決定を行わず、事後に決定し支出しているものが7件、7万3,400円あった。

《指導事項》

(衛生学院)

ア 事業負担金の額の確定に伴う精算返還金の取扱いにおいて、受入れ時期が出納整理期間である場合には、当該支出をした科目に戻入しなければならないが、歳入（雑入）として収納しているものがあった。

イ 会議等と一体的に開催される懇談会に要する負担金を公費で支出する場合は、決定書により公務上出席することが必要である旨の理由を明らかにする取扱いとなっているが、その手続を行っていないものがあった。

3-7 補助金

《指導事項》

ア 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金の交付において、申請に必要な添付書類が提出されていないにもかかわらず、交付決定を行っているものがあった。

イ 農業振興事業に対する補助金の交付において、補助事業により取得した財産や残存物件の処分制限等の取扱いを交付の条件として補助指令書に明記することとされているが、明記していないものがあった。

ウ 社会福祉事業に対する補助金の額の確定において、社会福祉法人から提出を受けた実績報告書では補助対象経費ごとの支出が明確でないにもかかわらず、支出の内容を確認せずに額の確定を行っているものがあった。

エ 社団法人が行った補助事業において、一部に不適正な支出があり、補助金の返還や違約加算金の請求を命じたものがあった。

《検討事項》

ア 社会福祉事業に対する補助金の交付において、補助金交付要綱では間接補助を想定していないにもかかわらず、補助事業の実施主体となっている団体が、補助金の全額を道内の複数の他団体に助成していることから、補助金交付要綱等の改正について検討する必要がある。

イ 社会福祉事業に対する補助金の交付において、児童会館の一室で補助事業を実施しているが、通常の児童会館の運営経費と補助事業に係る経費の按分方法や経理の区分方法が明確となっていないものがあったので、経費の按分方法等について検討する必要がある。

ウ 福祉施設整備事業に対する補助金の交付において、補助金の交付決定前に工事に着手しているが、交付決定時にその理由等が明確となっていないものがあったので、補助指令前着手を認める場合の要件等について検討する必要がある。

また、工期が2か年度にまたがる場合の初年度終了時におけるでき形確認が、十分に行われていないものがあったので、確認の方法等について検討する必要がある。

3-8 その他の支出

《指摘事項》

ア 審議会委員に対する報酬の支払いにおいて、著しく事務処理が遅延し、未払いと

なっているものが12名分、13万6,900円あった。（保健福祉部）

イ 国庫補助金の額の確定に伴う精算返還金の取扱いにおいて、事務処理の遅延により、納期限までに国に返還できなかったことから、延滞金が生じているものが2件、5万545円あった。（経済部）

《指導事項》

ア 資金前渡員を設置している部局における契約は、前渡を受けた資金の範囲内又は資金の交付前にはじめ通知された額の範囲内で行うことができるとされているが、交付決定通知がないにもかかわらず、物品の賃貸借契約を締結しているものがあった。

イ 委託料の支出事務において、委託業務の完了後、相当の期間が経過しているにもかかわらず、債権者に対し請求書の確認を行っていないことから、委託料を支払っていないものがあった。

ウ 前渡資金の精算に伴う使用残額の取扱いにおいて、当該年度の支払が完了し使用残額のあるときは、返納通知書により納期限までに返納しなければならないが、返納が遅延したことから、翌年度の雑入として処理しているものがあった。

エ 大学修学資金の貸付手続きにおいて、申請に必要な所定の書類が提出されていないにもかかわらず、修学資金の貸付決定をしているものがあった。

《検討事項》

非常勤の学校職員である学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の月額報酬の支給において、勤務記録簿に勤務実績が記録されていない月についても支給しているものがあったので、勤務実績等の確認方法を徹底するよう検討する必要がある。

4 契約に係る事項

4-1 工事契約

《指摘事項》

指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、経常企業体が競争入札に参加する場合には、事前に本庁の審査担当部長の資格審査を受けなければならないにもかかわらず、この審査を受けていない経常企業体を入札に参加させているものがあった。

また、指名選考委員会において、指名選考の過程及び理由等について記録する必要があるが、当該経常企業体を指名することについての審議経過が明確にされていないかった。（十勝農業試験場）

《指導事項》

ア 指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、工事予定価格に対応する等級に格付けされた原則等級業者の指名とすべきところを、特段の理由もなく、上位の等級に格付けされた業者を指名しているものがあった。

イ 庁舎付属施設の新設工事に係る予定価格の積算において、共通仮設費、現場管理

費及び一般管理費の経費率を誤って適用したことから、積算が過少となっているものがあつた。 ウ 工事の施工において、契約金額の大部分を下請業者に施工させている形態は、建設業法で禁止している一括下請に抵触する恐れがあるにもかかわらず、受注業者に対し適正な施工形態での工事施工を指導していないものがあつた。 エ 工事請負契約に係る予定価格調書の作成において、調書作成者が不在の日を調書作成日としているものがあつた。 《検討事項》 ア 建設業者が道の工事を受注する場合には、地方自治法施行令に基づく参加者資格を有するとともに、建設業法で定める経営事項審査を受けなければならないが、指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、経営事項審査の有効期限が切れた業者を指名しているものがあつたことから、指名業者の選考等に際して、経営事項審査の有無を確認する仕組みについて検討する必要がある。 イ 公共工事における業者の指名は、工事予定価格に対応する等級に格付された原則等級業者の指名が基本であり、これによらない場合であっても、2等級格差を生ずるような指名は、特別な事情がない限りできないとされているが、交通信号機設置工事に係る指名業者の選考において、2等級格差が生じているものがあつた。 特殊な専門的技術を要する工事については、原則等級によらず、資格者名簿に記載された業者から選考することができることから、交通信号機設置工事に係る指名基準の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。 ウ 建設工事の見積期間については、建設業法等により建設業者が見積もりをするために必要な一定の期間を設けなければならないが、交通信号機設置工事等において、見積期間の取扱いが明確でなく、また、工事内容が定型的であつたことなどから、必要な見積期間が確保されていないものがあつたので、見積期間の取扱いについて明確にするよう検討する必要がある。 4-2 委託契約 《指摘事項》 産業廃棄物処理に係る委託契約において、業務内容が廃棄物の収集と運搬のみであるにもかかわらず、処分に要する費用を加えた金額を予定価格としているものや、会計年度を越えた契約期間を定めているものなど、契約書の内容に適切を欠いているものがあつた。 《指導事項》 ア 委託業務に係る予定価格の積算において、人件費の積算を誤ったことから、積算が過少となっているものがあつた。 イ 浄化槽の保守管理業務の委託契約において、本来競争入札に付すべきものを特命	随契により行う場合は、指名選考委員会の審議を要するにもかかわらず、審議に付すことなく、特命随契を行っているものがあつた。 ウ 同種の委託事業の発注において、1件の事業として契約することが可能なものを、2件の事業として契約したことから、契約額が割高となっているものがあつた。 エ 消防用設備等の点検業務の委託契約において、特段の理由もないのに、契約期間の始期をそ及しているものがあつた。 オ 用地取得業務の委託契約において、当初契約の際には取得対象外であつたが、事業内容の変更により新たに対象となつた用地の取得費を、変更契約の締結前に概算払いしているものがあつた。 カ 除草業務の委託契約において、実施期間を前期と後期に分けて計6回の除草を実施しているが、草丈などを考慮せずに除草時期を設定しているものがあつた。 《検討事項》 ア 電話交換業務の委託契約において、特殊技術を必要とする業務であるとして外部に委託しているが、当該電話機は電話交換方式が自動化されたものであり、特殊技術を要せずに対応可能なことから、業務委託の必要性の有無について検討する必要がある。 イ 市町村に委託をしている調査業務において、一定の仕事の完成を委託する「請負に属する契約」として取り扱っているが、業務内容等からみて、法律行為以外の事務の処理を委託する「準委任に属する契約」として取り扱うべきと判断されるものがあつたので、委託の方法等について検討する必要がある。 ウ 用地取得業務に係る収支精算書については、「用地取得業務委託事務取扱要領」により受託者である市町村が提出する際の記載内容を示しているが、実際に委託業務の処理に要した経費を表す内容とはなっていないことから、事務取扱要領の改正について検討する必要がある。 また、委託料の積算において、諸経費を計上しているが、委託先が地方公共団体であることから、諸経費を含める必要性の有無についても検討する必要がある。 4-3 その他の契約 《指摘事項》 パーソナルコンピュータの借上げに係る予定価格の積算において、リース料率を用いて算定しているが、当該率には諸経費相当分が含まれているにもかかわらず、諸経費を別に算定したことから、積算が過大となり、契約額が割高となっているものがあつた。 《指導事項》 ア 指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、入札参加資格を有する者が定められた人数に達しない場合は、その少ない人数によって指名競争入札ができるにもか
--	--

かわらず、所定の人数が必要であると誤認し、有資格者の支店や営業所を個別の業者として指名しているものがあった。

イ 物品の購入契約において、一括して契約することが可能なものを分割して契約しているものや、予定価格が30万円以上であるにもかかわらず、見積書を徴取せずに一者随契しているもの、また、一者随契による無計画な発注を行っているものがあった。

ウ 物品の購入等に係る予定価格の積算において、最低価格の機種により積算すべきところを同等の機能を有する機種の平均価格により積算したことや諸経費を重複して積算したことから、積算が過大となっているものがあった。

エ 物品の借上げに係る予定価格について、積算金額と異なる金額を予定価格として定めているものがあった。

オ 河川敷地の草刈等に係る予定価格において、特殊作業員等の労務単価を誤って前年度の単価を用いたことから、積算が過大となり、契約額が割高となっているものがあった。

- 5 財産に係る事項
- 5-1 公有財産

《指図書事項》

苫小牧東部工業団地の関連住宅用地として、昭和48年度から53年度において取得した早来地区・鷗川地区道有地については、「苫小牧関連住宅団地地区有効活用基本構想」等に基づき、関係機関との連携を図り有効活用の促進に努めているが、依然として有効活用が図られていない。(経済部)

《指導事項》

ア 建物の取得や処分等に当たっては、不動産登記法に基づく所有権保存登記や滅失登記を行わなければならないが、こうした手続を行っていないものがあった。

イ 行政財産の使用許可において、許可の手続が行われていないものや、加算料金の算定を誤っているものがあった。

《検討事項》

運転免許試験場のコースの使用許可については、全道統一の取扱基準により、使用料は有料とし、加算料金は積算の対象がないとして徴収していないが、照明施設の電気料など対象とすべきものがあったことから、加算料金の取扱いについて検討する必要がある。

- 5-2 物品

《指図書事項》

毒劇物等の取扱いについては、法令等に基づく安全管理をしなければならないにもかかわらず、保管庫の表示漏れ、受払簿の記載漏れや記載誤り、受払簿と計量確

認した現在量との不一致、処分の手続きの不備など、毒劇物の管理及び処分に適切でないものがあった。

(上川農業試験場、道南農業試験場、植物遺伝資源センター)

《指導事項》

ア 物品は、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないが、貨物自動車の管理において、運行日数や走行距離が極めて少なく、効率的に使用していないものがあった。

イ 郵便切手等の管理において、翌年度への繰越数量は、物品購入等事務取扱要領により、通常、年間使用量の6分の1の範囲内とされているにもかかわらず、それに比べて著しく多いものがあった。

《検討事項》

情報ネットワークの推進事業に係るソフトウェアの購入に当たり、単品で必要数を購入するよりも、複数での使用を許諾されたライセンスバックを購入した方がより安価であることから、経済的な購入方法について検討する必要がある。

- 6 工事技術に係る事項
- 6-1 実施計画

《指導事項》

ア 学校の外構工事において、テニスコート及び溝内の雨水を排水するため、排水経路が重複する区間を排水管の上にU型トラフを設置する2段構造としているが、配水管に集水桝を設けることによりU型トラフが不要となるものがあった。

イ 体育館新築工事において、既存校舎と当該体育館を繋ぐ渡り廊下の床下に配管ピットを設けているが、このピットには配管の計画はなく不経済となっているものがあった。

ウ 道路工事において、前年度に仮置きしている掘削残土をブルドーザーで押し土をし盛土をすることとしているが、仮置き場所は盛土区間にあることから、前年度工事で直接盛土をすることが可能であり、ブルドーザーの押し土経費が不要となるものがあった。

エ 砂防工事において、支障となる既設農業用水管の取扱いについて施設管理者と協議が未了のため、仮設により発注し、その後、本設置をすることとなったが、発注前に本設置を前提としていれば二度手間にならず、仮設経費の一部を軽減できるものがあった。

オ 農道整備工事において、2年間で掘削する区間があり、本年度工事で完成することとしているが、前年度に暫定掘削した断面が狭いため、通常より多くの掘削経費を必要としており、掘削した断面に工夫を凝らしていれば、この経費を軽減できるものがあった。

カ 河川の改良工事において、掘削残土を17km離れた土捨場へ運搬しているが、その一部は、隣接の河川改修によりできた窪地で処理することが可能であることから、運搬経費を軽減できるものがあった。

キ 砂防工事において、2基の魚道を施工することとしているが、1基は一部分の施工であるため、その機能が発揮できないものとなっており、完成させるためには、再度、今回と同様の仮設道路や土のう締切等の経費が必要となり、不経済となるものがあった。

ク 道路工事において、2度にわたり工事の一時中止を行い、結果として工期を169日間も延長しているが、その原因には事前に把握できる現場条件も含まれていることから、十分な実施計画の基に工事を発注すべきものがあった。

6-2 設計

(1) 設計条件の検討が十分でないもの

《指導事項》

排水路工事において、V型トラフを設置する場合、床掘幅は、工事の施工性等からトラフの外寸法に余裕幅を加えたものとしなければならないが、トラフの外寸法の幅としているものがあった。

(2) 設計基準どおりの設計をしていないもの

《指導事項》

ア 各種工事から発生するコンクリート管やU型トラフなどは、小割にして産業廃棄物として処理することとしているが、小割経費が未計上のものがあった。

イ 河川改修工事において、籠ワットを施工することとし、この中詰材は現地で取り壊す既存数ブロックを30cm程度に破碎して使用することとされているが、これを更に小割する必要があるにもかかわらず、この経費が未計上のものがあった。

ウ 道路工事において、ボックス型の水路を取り壊し、発生するコンクリート殻を産業廃棄物処理場に運搬して処理することとしているが、この経費が未計上のものがあった。

エ 国立公園内での歩道整備工事において、現地で発生する伐木等を再利用するウッドチップ舗装を行っているが、取り替えにより発生する古い丸太材は防腐剤が塗布されているため、再利用することは不適当であるとして陸棄処分することとしている。しかし、その古い丸太材の処分は、チップ化し再利用することになっていることから、この丸太材に関する計画及び実施上の取り扱いに矛盾が生じているものがあった。

(3) 発生材を有効活用していないもの

《指導事項》

フ 河川改修工事において、新たに設置する農業用水の取水施設の河床と現況の河床

との間に生じる高低差を調整するため、ふとん籠を使用することとしているが、河道には取り壊しをする既設コンクリートブロックがあり、このブロックを小割し、ふとん籠の中詰め石として再利用することが可能なものがあった。

イ 道路改良工事において、橋梁の架け替えと護岸の施工に当たり、護岸の全面積を新規の連結ブロックとしているが、取り壊しをする旧橋梁にも同様の連結ブロックの護岸があり、この約7割は再利用することが可能なものがあった。

ウ 道路工事において、河川護岸を兼ねる擁壁を補強することとし、河道内には購入土による仮設道路を造成し、施工後、この購入土を13.5km離れた箇所で残土処理することとしているが、当該工事箇所から近隣にある同部局の河川工事に再利用することが可能なものがあった。

(4) 施工条件が明確でないもの

《指導事項》

客土や暗渠排水工事においては、その施工時期や土取場の採土方法などの明示が必要であるが、これらを記載する特記仕様書が作成されていないものがあった。

(5) 適切な設計変更をしていないもの

《指導事項》

ア 排水路整備工事において、砂利敷きの仮設道路を施工することとしているが、現地では地盤の土質が悪い区間もあるため、鉄板の敷設等を行っており、この工法による設計が妥当であることから、設計変更をすべきものがあった。

イ 畜舎新築工事において、既存建築物の基礎等の解体撤去について現場の状況から設計変更を行っているが、誤ってコンクリート塊等の処分費のみを変更し、解体撤去に係る経費の変更を行っていないものがあった。

ウ 図書館の改修工事において、内部改修等に伴い、コンクリート殻や鉄くず等の産業廃棄物が発生しているが、この数量は、当初計画に比べ、実績が大きく増加しているにもかかわらず、設計変更を行っていないものがあった。

エ 各種工事において、当初の捨土場所が変更になり、それに伴い運搬距離も変わったにもかかわらず、設計変更を行っていないものがあった。

(6) 設計変更の内容が適切でないもの

《指導事項》

各種工事において、当初設計で運搬捨土距離及び資材単価を誤った場合や計上漏れの資材費を追加する場合は、通常、設計変更ができないにもかかわらず、変更しているものがあった。

(7) 設計基準が明確でないもの

《検討事項》

交通信号機新設等の工事において、現場管理費率を「北海道営繕工事積算標準単

価表」の基準に準拠せず、部局独自で定めるところがあるので、その決定の理由を明確にするよう検討する必要がある。

6-3 積算

(1) 過大積算となっているもの

《指導事項》

ア は場整備工事において、区画整理に伴い耕作道路を造成することとしているが、この経費の一部は別途計上している整地工に含まれているにもかかわらず、必要のない盛土敷きならし経費を計上したものがあった。

イ は場整備工事において、排水管を施工することとしているが、その埋戻しについては、管上60cmまでは人力施工、その上部は機械施工とすべきところ、全量を工費の高い人力施工としていたものがあった。

ウ 河川改修工事において、河道内の土砂を掘削することとし、土量を現況の河川水位より上部と下部に区分し、それぞれ陸上及び水中の掘削作業歩掛りを適用しているが、全量を工費の安い陸上の掘削作業歩掛りを適用すべきものがあった。

エ 河川改修工事において、掘削した土を、一部は堤防の築造土に流用し、残りは残土処理をすることとしているが、掘削した土を転圧し築造すると、掘削した土の容積100m³に対し堤防は90m³築造されるという土量の変化率を考慮していないため、工費の安い堤防の築造土の量が不足し、相対に工費の高い残土処理の量が過剰となるものがあった。

また、用排水路新設工事において、購入火山灰による仮設道路を計上しているが、その数量の算出に当たり、積算の必要のない土量の変化率を考慮したことから、過大に計上していたものがあった。

オ 土工事の掘削機械については、掘削土量により機種を選択するが、1.0m³級バックホウとすべきところ、誤って工費が高い0.6m³級バックホウを適用していたものがあった。

また、コンクリート構造物等の取り壊し方法は、取り壊すコンクリート量により選択するが、機械作業とすべきところ、誤って工費の高い人力作業の歩掛りを適用していたものがあった。

さらに、コンクリートの投入方法は、一日当たりの投入量により選択するが、コンクリートポンプ車投入とすべきところ、誤って工費の高い人力投入を適用していたものがあった。

カ 設計委託において、成果品の印刷や製本に係る経費の算定基準の適用を誤り、積算が過大となっているものがあった。

- キ 上記のほか、歩掛りの適用や数量の算出を誤り過大となっているものがあった。
- (2) 過少積算となっているもの

《指導事項》

ア 堆肥舎新設工事において、掘削及び埋戻しに使用するバックホウの運搬費を、掘削時及び埋戻し時の2往復とすべきところ、1往復のみの経費を計上したものがあった。

イ は場整備工事の法面仕上げにおいて、現場の状況から切土法面荒仕上げの歩掛りを適用すべきところ、誤って工費の安い盛土法面仕上げの歩掛りを適用していたものがあった。

ウ 漁港局部改良工事の陸上部分の埋戻しにおいて、転圧費等が必要などところ、未計上のものがあった。

エ 河川改修工事において、河川管理用道路に砂利を敷く場合は、砂利の材料費は割増をすることとされているが、未計上のものがあった。

オ 河川の環境保全工事において、魚道を取り付けるため河床等を掘削し、その土を近くの河川敷に堆積することとしているが、この土を移動させる経費が未計上のものがあった。

カ 10月1日以降に入札する工事で、工期が当該年度の3月31日までの期間にあって、かつ、11月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える屋外工事については、労務費の増額補正をすることとされているが、未計上のものがあった。

キ 上記のほか、歩掛や単価の適用及び数量の算出誤りや必要経費の未計上のものがあった。

(3) 仮設費の取り扱いが適切でないもの

《指導事項》

ア 道路整備工事において、コンクリート擁壁の施工時期が寒冷期になるにもかかわらず、必要となる防寒養生費が未計上のものがあった。

イ 道路を通行している車両や歩行者等の通行を規制しながら行う工事や工事現場から交通量のある一般道路へ出入りする工事等においては、交通安全対策上から交通整理員を置かなければならないが、この経費が未計上のものがあった。

ウ 道路整備工事において、施工箇所が川の中となる橋台やその護岸を施工する場合は、現場内に流れ込む水を防ぐ土のうや排水用のポンプの経費が必要であるが、未計上のものがあった。

また、は場整備による排水路の改修工事において、既設排水路の流水を締め切り、ポンプにより約240m先に流すこととしているが、ホースの賃料及び土のうの経費が未計上のものがあった。

エ 河川改修工事において、掘削土を河川の外に運搬することとしているが、使用する10tダンプトラックが走行するには地盤が悪いため、敷砂利等の仮設道路が必要であるにもかかわらず、この経費が未計上のものがあった。

オ 治山工事において、山腹の崩壊を防止するため、斜面の林を伐開することとしているが、伐木、拔根及びそれ処理する経費が未計上のものがあった。 カ 排水路整備工事において、本水路を施工するためには、既設排水路の水を処理する仮排水路が必要であり、この仮排水路の断面は、既設の本水路断面と同程度とすべきであるが、必要以上に大きなものとなっていた。 また、仮排水路の高さが既設排水路より低いため、ポンプ等による揚水の経費が必要であるが、この経費が未計上のものがあった。 キ 各種工事において、構造物を施工するに当たり、高さ2 m以上の部分の作業をするためには足場を必要とするが、この経費が未計上のものがあった。 ク 各種工事において、重量が20 t以上の建設機械を使用する場合には、分解・組立や現場までの輸送に係る費用を計上することとされているが、21 tフルドーザーや杭打ち機などを使用しているにもかかわらず、その経費が未計上のものがあった。 また、農道工事において、左右両岸にある橋台基礎に、鋼管杭を杭打機により施工することとしているが、現場内の対岸に移動する場合にも分解・組立及び輸送に関する費用が必要であるにもかかわらず、未計上のものがあった。 (4) 諸経費の取り扱いが適切でないもの 《指導事項》 ア 各種工事において、建築・電気・土木の合併工事として発注する諸経費の算定は、建築・電気・土木工事の合算額に対応する率に基づいて算定することとされているが、誤って、それぞれの額に対応する率によって算定していることから、過大積算となっているものがあった。 イ 衛生設備工事において、当該工事が別件で発注した工事の近接工事であるため、共通仮設費や諸経費は、両工事を合わせた全体工事費に対応する所定の率によって算定し、按分することとされているが、それぞれの工事費に対応する率によって算定したことから、過大積算となっているものがあった。 ウ 道路新設工事において、施工地域が市街地の場合は、現場管理費率及び共通仮設費率に補正率を加算することとされているが、市街地ではないにもかかわらず、補正をしているものがあった。 エ 各種工事において、工期が冬期対象期間（11月1日から3月31日まで）にまたがる場合には、現場管理費率を2 %の範囲内で補正することができるが、この補正をすべきであるにもかかわらず、未計上なものや冬期対象期間の算定を誤ったものがあった。 オ 国定公園の歩道工事において、工期が設計変更により冬期対象期間にまたがったにもかかわらず、現場管理費率の補正経費が未計上のものがあった。 カ 各種工事において、建設工事のイメージアップを図るための経費として、イメー	ジアップ経費を計上できるが、未計上のものがあった。 《検討事項》 ほ場整備工事において、冬期対象期間にまたがる工期を設定し、現場管理費率の補正を行っているが、工事の一部は、工期の中間日までに完成することを条件にしているものがあった。 しかし、工期の中間日は冬期対象期間に入っていないため、工事の一部は、現場管理費率の補正対象から除外することが適切と考えられることから、この取扱いを明確にするよう検討する必要がある。 (5) 積算内容を検討すべきもの 《検討事項》 橋梁架設工事において、上部橋の製作は、当該工事に先立ち別途発注し、引渡し場所を定めているが、架設工事に着手するまでの間、製作請負者の工場で保管されていたため、請負契約期間が終了しているにもかかわらず、発注者の指示により、引渡し場所まで輸送して工事請負者に引渡しを行っているものがあったことから、これらの実態を考慮し、適切な請負契約について検討する必要がある。 6－4 事務処理 《指導事項》 ア 草地整備改良工事において、堆肥舎を新築しているが、建築基準法では、工事が完了した場合、建築主事の検査及び検査済証の交付を受けて使用することとされているにもかかわらず、この手続きを行わないで使用しているものがあった。 イ 農道改良工事等の「下請負人選定通知書」において、手形期間は90日以内のできる限り短かい期間とすることとされているが、当該工事では90日を大幅に越えているものがあるにもかかわらず、その理由などを確認していないものがあった。 ウ 各種工事において、2名の工事監督員を指定しているが、各々の工事監督員の職務範囲等が明確となっていないものがあった。 《検討事項》 アスファルト舗装路面の塗装工事や道路の区画線（ライン引）工事において、横断歩道や中心線等のペイント塗装は、1～3年毎に実施している。工事契約書の「かし担保」条項では、「そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求することができる期間は、10年とする」とされているが、塗装施工期間とは整合がとれていないことから、この契約条項の内容について検討する必要がある。 7 経営管理に係る事項 《指摘事項》 競馬事業について、勝馬投票券収入などの減少により、販売額が減少し経営が一段と厳しい状況になっている。（農政部、競馬事務所）
--	--

8 その他の事項

8-1 公用車の交通事故

《指摘事項》

公用車による交通事故が発生し、修繕費用、賠償金等として、1件につき、100万円以上の損害が生じているものがあった。

(旭川土木現業所、稚内土木現業所、上川支庁、十勝支庁、警察本部)

8-2 火災・盗難・亡失

《指摘事項》

校舎火災が発生し、修繕費用として1件、701万4,000円を支出しているものがあつた。

(千歳高等学校)

《指導事項》

ア 自動大気捕集装置の盗難事件が発生し、被害が生じているものがあつた。

イ パーソナルコンピュータ等を亡失しているものがあつた。

ウ 行政事故の発生や管理瑕疵により、賠償金を支出しているものがあつた。

8-3 その他

《指導事項》

ア 災害復旧工事において、災害の発生原因及び原因者に係る検討を十分行わずに復旧工事に着手し、費用の全額を道費で支出しているものがあつた。

イ 職員が行政運営上必要と認められる団体等の事務に従事する場合には、あらかじめ職務に専念する義務の免除承認を得なければならぬが、こうした手続が取られていないものがあつた。

ウ 職員の自家用車を公務のために使用することは、原則として禁止され、やむを得ない場合に限り事前承認が必要とされているが、事前承認を得ていないものがあつた。

《検討事項》

ア 臨時技術職員に、任用決定書に記載された職務とは異なる用務による出張を命じているものがあつたので、業務量や職場の実態等を勘案して、従事する職務の内容について検討する必要がある。

イ 公益法人の会計は、原則公益法人会計基準に則って処理することとされているが、企業会計の基準を準用しているものがあるので、適切な指導を行うよう検討する必要がある。

別記

道営土地改良事業の執行状況に関する監査結果について

第1 監査の概要

1 監査の対象

道営土地改良事業の執行状況について

2 監査の主眼

道営土地改良事業の執行に関し、道議会において、事業計画の変更手続が適正に行われているか、事業が成果を上げているかなどの議論があり、監査委員に対しても監査の徹底が求められた。

土地改良事業は、公共事業の中では早くから、事業計画時において経済効果の測定が行われており、平成10年度からは、事業実施中のものを対象とする再評価が導入され、さらに事業完了後のものを対象とした事後評価の導入についても検討が始められている。こうしたことを踏まえ、道営土地改良事業の執行状況について、定期監査の重点事項として位置づけ、行政監査的視点に立って、次の点を主眼に検証した。

(1) 事業計画の決定手続は適正に行われているか。

(2) 事業計画の変更手続は適正に行われているか。

(3) 営農計画の策定は適切に行われているか。

(4) 事業の評価制度は適切に運用されているか。

(5) 事業により整備された施設の利用、管理は十分なものであるか。

(6) 事業の効果が発現されているか。

3 監査の実施概要

(1) 対象部局

農政部及び各支庁の農業振興部

(2) 実施期間

平成13年3月から7月まで

(3) 監査の方法

農政部から制度の概要についてヒアリングを行うとともに、各支庁において、平成12年度事業実施地区及び平成11年度以前の事業完了地区の中から、無作為に15地区程度を抽出し、書面監査を行うとともに、必要に応じ現地調査を行った。

第2 道営土地改良事業の概要

1 土地改良事業とは

土地改良法（以下「法」という。）に基づき実施される土地や水に関する事業で、農業生産基盤の整備、開発を図ることを目的とし、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大、さらには農業構造の改善に資するものとされている。

この事業は、農用地の環境条件を整備することであることから、受益農家の申請に基づき、かつ、その者の一部費用負担によって行うことが原則とされている。 事業実施の目標や事業量は、国が土地改良長期計画において定めており、国自らが行う国営事業のほかは、国の補助事業として行う都道府県営事業、団体営事業がある。 また、農村公園や集会施設の整備など法には直接規定されていない事業は、法外事業として取扱われている。 平成12年度における道営事業の事業費総額は、法外事業を含め、1,664億円となっている。 2 道が処理する事務 道営土地改良事業は、国の補助事業として、補助金に関する法令の規制を受けることになるが、その一方、法に基づく一連の手続は、自治事務と位置づけられている。 道は、事業施行申請の受理、事業の適否決定、事業計画の決定、公告縦覧、工事の実施、計画の変更、工事の完了公告、受益者からの分担金徴収、造成財産の管理に至る一連の事務を処理することとなるが、国への補助金交付申請に関する事務以外は、支庁長事務委任規則や北海道事務決裁規程により、支庁長が行うこととされている。	(3) 計画の概要に記載漏れがある 計画の概要には、「事業の効果」を記載しなければならないが、市町村長の申請に係るもので、この記載のないものがあった。 (4) 事業計画に記載漏れがある 事業施行の申請があったときは、支庁長が、申請内容を審査し、「適」と決定した場合には、「計画の概要」に準拠して、事業の目的、施行地域の現況、事業の一般計画、主要工事計画、工事の予定時期、施設の管理方法、事業費の総額、事業の効果などを定めた事業計画を作成し、公告縦覧に供し、利害関係人に異議申出の機会を与えるなどの法手続を経なければならないが、事業計画に「事業の効果」が記載されていないものがあった。 (5) 専門技術者の委嘱が適切でない 事業計画の決定に当たっては、農用地の改良、開発、保全などに関する専門的知識を有する技術者に、事業の必要性や技術的可能性、経済性、農家負担の妥当性などについての調査を委嘱し、報告書の提出を受け、それに基づき判断することとされている。 委嘱の趣旨は、事業計画について客観的評価を得るためのもので、委嘱の手続は、農林水産省が技術的助言として定めた「専門技術者委嘱の要領」によることとされているが、有資格者が少ないことから、支庁職員を充てているものがあった。 (6) 調査報告書に記載漏れがある 専門技術者の調査報告書には、「農家負担の妥当性」を記載しなければならないが、記載のないものがあった。 《改善意見》 (1) 事前説明は、受益農家等との対話を通じて事業制度の理解を求め、事業の円滑化、効率化に資するものであることから、取扱いを明確にするよう検討する必要がある。 (2) 計画の概要については、申請者が簡便に作成できる方法を検討するとともに、技術的助言を行う場合の取扱いについても検討する必要がある。 (3) 計画の概要の確認は適切に行うこと。 (4) 事業計画には、法定要件を漏れなく記載すること。 (5) 専門技術者について、有資格者への委嘱を拡大するよう検討する必要がある。 (6) 専門技術者の報告書は、事業計画を決定する上で重要なものであるから、委嘱に当たっては、調査対象項目を的確に指示すること。 2 事業計画の変更手続について 《問題点》 (1) 変更の対象要件が明確でない 事業計画を変更しようとするときは、支庁長が、あらかじめ変更後の事業計画の概
第3 監査の結果及び改善意見 1 事業計画の決定手続について 《問題点》 (1) 事前説明の取扱いが明確でない 土地改良事業は、多額の投資とそれに伴う受益者負担、さらには造成された施設が農地と一体となって効用が長期に及ぶことから、申請者（受益農家又は市町村長等）が事業の施行を検討する際には、整備水準をどの程度とするかが重要なポイントとなっている。 このため、事業の事前説明会等において、支庁が、受益農家や費用負担予定者に概算事業費や地元負担割合を示すなど、受益農家等が整備水準を選択するために必要な情報の提供を行っているが、開催記録の作成などに関する取扱いが明確でない。 (2) 技術的助言の取扱いが確立されていない 事業の施行申請に当たっては、申請者が、受益地域を定め、事業の目的や施行地域の現況、事業の基本計画、費用の概算、事業の効果などを記載した「計画の概要」を作成し、公告などの手続を経て支庁長に提出しなければならないが、この概要は、事業施行の基となるもので、その後支庁長が作成する事業計画は、これに準拠しなければならないとされている。 概要の作成には、専門的知識を必要とすることから、支庁の技術的助言のもとに作成されている状況にあるが、技術的助言に関する取扱いが確立されていない。	

要を作成し、市町村長と協議を行い、受益農家3分の2以上から同意を徴することとされている。同意が得られた場合には、変更計画案を作成し、専門技術者の調査報告を経た上で、変更計画を決定し、公告縦覧を行った後、変更計画を確定し、工事に着手することとなる。

このように計画の変更は、受益者の負担に影響を与える場合があることから、慎重な手続が求められており、相当な努力と時間を要する仕組みとなっている。

一方、変更の法定要件は、施行に係る地域その他重要な部分の変更とされており、重要な部分とは、①主要工事計画、②管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの、③事業費で①又は②の事項に係るものとなっている。

また、これとは別に、農林水産省が補助事業の重要な変更報告要件として定めたものがある。

- 道においては、「道営土地改良事業計画変更取扱要領」（平成13年3月13日付け計画第1690号農政部長通知）を定め支庁長に通知しているが、これは、本庁への事前協議要件を示したもので、農林水産省が定めた補助事業の重要な変更報告要件と全く同じものであり、法に基づく変更手続との関係が明確にされていない。

- (2) 同意徴集事務の取扱いが確立されていない

計画変更手続の一つとして、受益農家に計画変更の概要を示し3分の2以上の農家から同意を徴する事務があるが、この事務を市町村に依頼しているものがあつた。

しかし、地方自治法の改正により、補助執行制度が廃止され、市町村から協力を得る場合には、地方自治法第252条の14による委託契約、あるいは同法第252条の17の2による特例条例によらなければならないが、こうした取扱いが確立されていない。

- (3) 変更手続が遅延している

変更手続は、事前に行うべきものであるが、変更手続を終える前に、既に工事が完了しているものがあつた。

- (4) 変更計画の内容の検討が十分でない

変更計画には、事業計画と同様に、事業の目的、事業の一般計画、主要工事計画、事業費、効果等を定めることになっており、酪農等に係る事業の一般計画では、市町村の酪農肉用牛生産近代化計画等とともに、乳牛の飼育頭数目標、飼料生産計画等を定めている。

しかし、新しい酪農肉用牛生産近代化計画が策定され、目標数値が変更されているにもかかわらず、変更計画の内容の検討が十分に行われていないものがあつた。

- (5) 変更担当部門の体制が十分でない

事業計画の樹立業務は、支庁の管理課又は計画課に置かれている調査計画部門が担当し、計画の変更業務は、工事の施工、管理に当たる耕地課又は耕地出張所の担当と

なっている。

計画の変更業務には、事業地区内容の確定や複雑で高度な内容を含む事業効果の測定が含まれており、この業務を適切に行うためには、耕地部門と調査計画部門との連携が欠かせないが、耕地部門は、工事の設計、積算、現場指導に多くの時間を費やし、一方、調査計画部門は新規採択希望地区の調整作業に追われ、連携が十分とは言えない状況にある。

《改善意見》

- (1) ほとんどの事業について計画変更を行っているが、法に基づく計画変更手続と補助事業の重要な変更報告手続との関係などが明確でないことから、取扱基準を明確にするよう検討する必要がある。

- (2) 受益農家の同意徴集事務を市町村に依頼する場合は、地方自治法の改正趣旨を踏まえた取扱いとするよう検討する必要がある。

- (3) 変更手続は、事前に行うべきものであり、適切に処理すること。

- (4) 変更計画は、適切に定めること。

- (5) 計画の変更は、受益農家の負担に影響を与える場合があることから、適期に、適切に行われるよう事務処理体制のあり方、職員研修の充実などについて検討する必要がある。

3 営農計画の策定について

《問題点》

- (1) 営農計画の策定方法が明確でない

営農計画は、事業計画の基本をなすもので、受益農家の意向を踏まえ、事業実施後における導入作物、作付体系、労働体系などの改善方向を示すとともに、工事の種類と整備水準を決定する根拠となるもので、事業計画の一般計画において、「営農計画の概要、土地利用区分、生産計画、労働改善計画」などを定めることとされている。

しかし、記載事項や記載様式について、特に定められたものがないことから、営農計画として体系的に作成されているものがなかった。

- (2) 営農検討組織がつくられていない

農家負担を伴うは場等の面的整備事業については、事業の調査計画段階において、支庁、受益者代表、農業関係機関（市町村、農協、農業改良普及センター、農業委員会、土地改良区等）が一体となった営農検討組織をつくり、その場で、地域の意向を反映した営農計画を的確に策定し、経営償還率の算定などにより経営見通しを明らかにすることとされているが、類似の組織があることから、設置されていないものがある。

《改善意見》

- (1) 営農計画は、地域農業の展開の目標であるとともに、個別農家の経営目標となる重

要なものであることから、策定方法を明確にするよう検討する必要がある。

(2) 営農検討組織の設置方針を明確にするよう検討する必要がある。

4 事業の評価制度について

《問題点》

(1) 経済効果の測定が適切でない

ア 土地改良事業は、最少の費用で最大の効果を上げ得るかどうかが投資の妥当性を検討するため、事前評価として、経済効果の測定を行うこととされている。

測定の基本的な考え方は、整備された施設の耐用年数期間内に発生すると見込まれる効果を予測し、①全ての効用が全ての費用をつぐなうこと（「効果／費用≧1.0」）、②受益者負担金が農業経営上から負担能力の限界を超えないこと（「農家負担／農家所得<0.4」）とされている。

具体的測定方法は、農林水産省が技術的助言として定めた「土地改良事業における経済効果の測定方法について」、「経済効果の測定における年効果額等の算定方法及び算定表の様式の制定について」及び「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について」に従い算定することとなる。

この測定は、次のとおり各種の手続の中で行われることになる。

(ア) 事業の施行申請に先立ち、申請者が計画の概要を作成することになるが、その概要に記載しなければならないこと。

(イ) 事業の適否決定後、支庁長が事業計画案を作成することになるが、その事業計画案に記載しなければならないこと。

(ウ) 事業計画案について、専門技術者に調査を委嘱し、報告書を提出してもらうことになるが、その報告書に記載しなければならないこと。

しかし、経済効果の測定は、極めて複雑で、高度な専門的知識を必要とすることから、申請者が測定する(ア)の段階では、支庁の技術的助言のもとに行われている。また、(ウ)についても、有資格者への調査委嘱が行われているのは僅かしがなく、ほとんどが支庁職員によって行われている。

イ 事業計画の変更にも際しても、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の各段階において、経済効果の測定を行わなければならないが、上記2の(5)で指摘したとおり、耕地部門と調査計画部門との連携が十分に行われていないことなどから、次のウからも明らかに、測定を誤っているものや実質的な測定となっていないものなどがあった。

ウ 経済効果の測定において、次のとおり適切を欠く事例があった。

区 分	適 切 を 欠 く 事 例
(ア) 諸係数の取扱い	a 経済効果の測定に必要な諸係数及び各種の単価については、毎年度本庁から通知されるが、通知時期が12月と遅いうえ、

(イ) 現況単収の取扱い	単価改定の適用月日も示されていない。 平成12年度における労賃単価は1,660円と前年度を60円下回っているが、平成13年1月に市町村との協議を開始した変更計画において、割高な平成11年度単価により算定しているものがあった。 b 酪農等の事業においては、北海道酪農肉用牛生産近代化計画で定める諸係数を用いることとされているが、本庁からの指示が十分でなかったため、成牛、若牛などの保有率について、誤った係数を用い算定しているものがあった。 c 生産物の単価は、原則として最近5か年の各年の農家受取価格をもとに算定することとされているが、物価の変動が激しいことから、計画時に用いた単価が、実勢価格を反映していないものがあった。
	a かんがい排水事業等における農業生産向上効果の算定において、単位面積当たり収量の増加額を算定する際の基礎数値となる作物別現況単収は、年毎の作付面積の変動を考慮した最近5か年の平均単収を用いることとされているが、作付面積の変動を考慮せずに、各年単収を単純平均して算定しているものがあった。 b 異常気象年がある場合には、その年を除外した最近5か年で算定することとされているが、確認をしないまま、6か年のうちの最低の単収の年を異常気象年として除外し、算定しているものがあった。 c 計画変更時においては、計画変更時点から過去5か年の平均単収を用いることを基本とし、事業の進展により、既に一部効果が発生している場合には、効果発生直前5か年の平均単収をもとに推定することとされているが、一部効果が発生しているのに、こうした取扱いを行っているものがあった。
(ウ) 被害防止量の取扱い	a ほぼ場整備事業等における農業生産向上効果の算定において、干害、水害、冷害等の被害防止効果を算定する際の基礎数値となる被害防止量は、農業共済組合などの被害関係資料や被害統計に基づき算定することとされているが、十分な根拠がないのに、被害防止量を過去の被害量実績に1/2を乗じて算定しているものがあった。 b 単位面積当たり被害防止量の算定は、現況作付面積での被害防止量を計画作付面積相当分に修正し、この修正防止量を現況・計画のいずれか小さい作付面積で除すこととされている

	るが、修正しないまま算定しているものがあつた。 c 被害防止量の把握は、計画変更時においては、原則として、変更時点直前までのものを把握し、被害防止施設が供用開始されて一部効果が発現している場合は、当初計画の被害防止量をもとに推定することとされているが、当初計画の被害防止量のままにしているものがあつた。
(四) 増収率の取扱い	畑地帯(牧草)総合整備事業における農業生産向上効果の算定において、暗きょ排水の湿害防止による増収効果を算定する際に、標準増収率を用いているが、計画変更時点の率は25%であるのに、計画樹立時点の率である35%を用いて算定しているものがあつた。
(五) 防塵効果の取扱い	農道整備事業における農業生産向上効果の算定において、砂塵の発生を軽減することによって生ずる作物生産効果を算定する際に、増収効果とすべきところを誤って防塵による品質向上効果として算定しているものがあつた。
(六) 輸送車種の取扱い	農道整備事業における農業経営向上効果の算定において、生産物の輸送経費節減額を算定する際に、農家からの聞き取りにより運搬用トラックが大型化するとして、節減額を大幅に増加させているが、根拠となる資料が整備されていないものがあつた。
(七) 輸送人件費の取扱い	農道整備事業における農業経営向上効果の算定において、生産物の輸送経費節減額を算定する際に、車両の運行に必要な人員は、実際には運転手1人であると推測されるのに、運転助手も加え2人として算定しているものがあつた。
(八) 交通量調査の取扱い	農道整備事業における生活環境整備効果の算定において、農業以外の一般交通の経費がどの程度節減できるかを算定する際に、道路での交通量調査を行うこととされており、計画変更の際にも、同様の調査が必要であるが、調査の年月日や調査位置が明らかにされていないものがあつた。

エ 経済効果の測定の際に目標とした効果内容と事業実施後の実績とを比較したところ、次のような事例があつた。

(ア) 作物の作付計画は、農業生産における作物生産効果の算定基礎となるもので、営農計画に基づき、受益地区全体として定めることとされているが、個々の農家の積み上げとするのか、標準的な代表農家の例をもとにして定めるのか、明らかにされていない。

このため、「市町村農業経営基盤強化促進基本構想」などをベースに定めているが、事業完了後における作付実績を確認したところ、てん菜の減作が見込まれるのに見込んでいなかったり、メロンなど高収益作物の増作が見込まれるのに見込んでいないなど、目標と実績とが乖離しているものがあつた。

(イ) 営農作業の共同利用計画は、農業経営向上効果における営農経費節減効果の算定基礎となるものであるが、事業完了後の実績を確認したところ、農業機械の共同利用はほとんど進んでおらず、作業も個々の農家単位に行われているものがあつた。

(ウ) 農道整備事業における農業経営向上効果の算定において、生産物の輸送経費がどの程度節減できるかを算定する際に、輸送車の大型化が節減額に影響を及ぼすことになるが、農家戸数13戸の地区において、計画樹立時点と事業完了後における牛乳輸送車のトナ数を確認したところ、計画目標より、大幅に大型化しているものがあつた。

(2) 事業の再評価が十分でない

ア 農林水産省が、公共事業の再評価を実施することを受けて、道においても、平成10年度から、「開発公共事業地区別評価実施要領」を定め、再評価を行っている。再評価の対象地区は、農林水産省が定めた要件に該当するものとし、事業採択後5年を経過した時点で未着工又は継続中である事業実施地区について、5年ごとに実施することとしている。

しかし、再評価制度を導入して間もないこともあり、平成12年度において、事業採択後6年度以上経過し、かつ、平成16年度までに事業を完了する地区の中には、一度も本格的な再評価を受けずに完了するという地区が生じることとなる。

イ 再評価の視点として、①事業は順調に進捗しているか、②事業の経済効果はあるのか、③事業コスト縮減の取組みは十分か、④当初予定した事業の必要性に変化はないのか、⑤環境上の配慮など事業推進上の課題はないか、⑥事業達成は見込まれるのか、という6点が示されているが、経済効果については、再評価時点で測定し直していない。

ウ 農林水産省においては、再評価の結果、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定することとされているが、道における評価結果の対処方針は、継続、見直し、休止、廃止に分類され、事業計画の変更が必要なものについては、事業を拡大する場合も含めて全て見直しとしており、事業を拡大するのか縮小するのかが曖昧になっている。

《改善意見》

(1) 経済効果の測定は、事業の経済的妥当性を判断する上で極めて重要なものであることから、専門技術者の調査報告に当たっては、有資格者による客観的な調査が適切に

行われるよう検討する必要がある。 計画変更時の測定が適切に行われるよう、耕地部門と調査計画部門との連携強化をはじめ、分かりやすい測定マニュアルの作成など職員研修の充実について検討する必要がある。 効果の将来予測を的確に行うことは、生産技術や市場価格などが変化することから、困難な面もあるが、諸係数や生産物単価などの算定方法について、更に検討する必要がある。 事業実施後に、目標とした効果が発現しているかどうかを把握し、予測と異なっている場合には、その原因を分析するなど、次の測定に活用していけるよう検討する必要がある。 (2) 事業再評価の対象地区の選定を適切に行うこと。 経済効果の測定には、専門的知識を必要とし、かつ、時間を要することから、測定を行う場合には、どのような方法を用いるのか、取扱いを明確にするよう検討する必要がある。 評価結果の対処方針について、再評価制度の趣旨が生かされるよう検討する必要がある。 5 施設の利用、管理について 《問題点》 (1) 工事の完了公告が遅延している 工事を完了したときには、遅滞なく、その旨を公告しなければならないが、完了公告が著しく遅延しているものがあった。 また、変更計画の確定が行われないうまま、完了公告を行っているものがあった。 (2) 財産管理の取扱いが適切でない 道営事業による財産は、効率的運用及び管理の適正化を図る観点から、地方自治法第237条第2項の規定に基づき譲与条例を定め、受益者である市町村や土地改良区等に譲与することを基本としている。しかし、農地防災ダム等については、譲与しないで、道有財産として取得、管理しているが、管理の方針などについて、公有財産統括者との協議が行われていないものがあった。 (3) 財産台帳の記載を誤っている 農作業準備休憩施設として整備したものを、土地改良財産台帳に地域会館と記載し、譲与しているものがあった。 (4) 譲与先の財産管理が適切でない 道営事業による財産を、市町村に譲与する場合、市町村においては、本来の目的どおりに利用、管理しなければならないが、農村公園、体験農園、交流施設など公の施設としての条例による管理が行われていないものがあった。	《改善意見》 (1) 工事完了の公告は遅滞なく行うこと。 (2) 道営事業による財産は、譲与することが基本とされており、譲与しないで道有財産とすることは、特例であり、管理費や人員の確保を伴うことから、公有財産統括者との協議のもとに、取得、管理が適切に行われるよう検討する必要がある。 (3) 土地改良財産台帳の記載を的確に行うこと。 (4) 市町村に譲与する際に、施設の管理方法を確認するよう検討する必要がある。 6 事業の効果について 《問題点》 事業効果が十分には発現されていない ア 農道離着陸場事業において、農産物の利用実績がほとんどなく、事業効果が十分には発現されていないものがあった。 イ 農道の整備事業において、計画していた用地取得が一部困難となったことから、計画の変更を行い、一部除外としたうえで関連事業となったものがあるが、現時点において当初計画どおりの事業効果が十分には発現できていなかった。 《改善意見》 土地改良事業については、将来予測には難しい面があるにしても、その必要性や経済性などにつき、更に詳細な検討を行う必要がある。
--	---